

第8回三川町農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和5年2月24日(金) 午前9時30分

2. 総会の場所 三川町役場 議場

3. 総会に出席した農業委員は、次のとおりである。

1番 黒田 暢 委員 2番 大川 里美 委員 3番 志田 敏朗 委員
4番 恩田 明雄 委員 6番 齋藤 俊介 委員 7番 石栗 聡 委員
8番 齋藤 学 委員 9番 齋藤 茂 委員 10番 庄司 正廣 委員

4. 総会に欠席した農業委員は、次のとおりである。

5番 五十嵐 晃樹 委員

5. 総会に付した案件は、次のとおりである。

第1 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
第2 報告事項2 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
第3 第14号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第4 第15号議案 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第5 第16号議案 農用地利用集積計画の決定について
第6 第17号議案 農地中間管理機構による買入協議の適否について
第7 第18号議案 三川町農業委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について

6. 議長 三川町農業委員会 会長 庄司正廣

7. 会議に職務のために出席した者は、次のとおりである。

三川町農業委員会 事務局長 須藤輝一
事務局長補佐 渋谷 淳
主任 松井亜紀子
会計年度任用職員 高橋 加奈

- 議長 　ただ今より、第8回三川町農業委員会総会を開会いたします。
(9 : 30)
- 総会の日程は、事前送付のあった総会資料に記載のとおりです。
次に、議事録署名委員の選出についてお諮りします。
時間の関係上、議長から指名することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 異議なしと認めます。
したがって、8番 齋藤 学 委員、9番 齋藤 茂 委員の2名を指名いたします。
- これより、報告並びに議案の審議に入ります。
それでは、日程第1 報告事項1「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」及び日程第2 報告事項2「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」の報告を求めます。
事務局、説明願います。
- 松井主任 （説明）《報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について》
（説明）《報告事項2 農地法第18条第6項の規定による合意解約について》
- 議長 　以上で日程第1及び第2の報告を終わります。
次に、日程第3 第14号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、審議します。
事務局からの説明を求めます。
- 松井主任 （説明）《第14号議案 農地法第3条の規定による許可申請について》
議長 　これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
（挙手）（賛成8名、反対0名）
挙手全員であります。したがって、本案については、原案のとおり可決されました。
- 次に、日程第4 第15号議案「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。
事務局からの説明を求めます。
- 松井主任 （説明）《第15号議案 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について》
- 議長 　本案件については転用でありますので、過日実査しております。実査委員長より報告を求めます。
6番 齋藤 俊介 委員、登壇願います。
- 6番 　6番 齋藤です。農地法第5条第1項に規定による許可申請につきまして、
****町内会の案件をご報告いたします。

去る2月14日に実査委員の、石栗 委員と大川 委員、私と事務局より松井主任の合わせて4名が立ち合いのもと実査を行いました。この土地は***氏が****氏の農地を自家用及び事業用駐車場敷地にするため転用するものであります。四方が道路又は宅地であり周囲への影響に関しては特に問題がないことを確認致しました。以上の結果、転用については問題なし、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。

これから採決します。お諮りします。本案については「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成8名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案については、「許可相当」といたします。

次に、日程第5 第16号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。初めに所有権の移転にかかる案件について審議します。

番号1については議案に係る委員がおり、その議事に参与することはできませんので、7番 石栗 聡 委員の退席を求めます。

(7番 石栗 聡 委員 退席)

(9 : 4 1)

事務局からの説明を求めます。

松 井 主 任
議 長

(説明) ≪第16号議案 農用地利用集積計画の決定について≫

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案の番号1について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成7名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号1については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(9 : 4 3)

(7番 石栗 聡 委員 着席)

(9 : 4 4)

再開します。

(9 : 4 4)

次に番号2・3について審議します。

事務局からの説明を求めます。

松 井 主 任
議 長
9 番

(説明) ≪第16号議案 農用地利用集積計画の決定について≫

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

永小作権とはどういったものか教えてください。

議長 暫時休憩します。
(9:47)

再開します。

(9:50)

松井主任 横山地区には賃借権としての契約ではなく、先祖代々、永小作権が結ばれている土地があります。

渋谷事務局長補佐 昔の契約で、永代的に作ってもらおうと決める権利があったようで、それが永代小作権。現在、永小作権をすることは無いと思いますが、農業委員会に永代小作のファイルがありリスト化になっております。

議長 長 ただいまの質問については事務局からの説明でよろしいでしょうか
9 番 はい

議長 長 他にご意見ございませんか、意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案の番号2・3について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成8名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号2・3については、原案のとおり可決されました。

次に利用権の設定にかかる案件について審議します。

番号4については議案に係る委員がおり、その議事に参与することはできませんので、6番 齋藤 俊介 委員の退席を求めます。

(6番 齋藤 俊介 委員 退席)

(9:52)

事務局からの説明を求めます。

松井主任 (説明) ≪第16号議案 農用地利用集積計画の決定について≫

議長 これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案の番号4について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成7名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号4については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(9:54)

(6番 齋藤 俊介 委員 着席)

(9:54)

再開します。

(9:55)

議長 長 次に番号5・6について審議します。

事務局からの説明を求めます。

松井主任 (説明) ≪第16号議案 農用地利用集積計画の決定について≫

議 長 これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。
お諮りします。本案の番号5・6について原案のとおり決定することに賛成
の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成8名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号5・6については、原案のと
おり可決されました。

議 長 次に、農地中間管理事業にかかる議案について審議します。
五十嵐委員欠席のため議案番号が前後しますが、初めに番号8について審
議します。

番号8については議案に係る委員がおり、その議事に参与することはでき
ませんので、6番 齋藤 俊介 委員の退席を求めます。

(6番 齋藤 俊介 委員 退席)

(9 : 56)

事務局からの説明を求めます。

洪谷事務局長補佐 (説明) <<第16号議案 農用地利用集積計画の決定について>>

議 長 これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求め
ます。

(挙手) (賛成7名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案については、原案のとおり可決され
ました。

暫時休憩します。

(9 : 58)

(6番 齋藤 俊介 委員 着席)

(9 : 58)

再開します。

(9 : 59)

次に番号7及び番号9から26について審議します。

洪谷事務局長補佐 (説明) <<第16号議案 農用地利用集積計画の決定について>>

議 長 これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求め
ます。

(挙手) (賛成8名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案については、原案のとおり可決され
ました。

次に日程第6 第17号議案「農地中間管理機構による買入協議の適否について」を提案します。

事務局からの説明を求めます。

松井主任 (説明)《第17号議案 農地中間管理機構による買入協議の適否について》
議 長 これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

9 番 本日の総会決定後すぐに支援センターへいき、来月の総会にかかる買入者はわからないようですが、農地中間管理機構を通すとそのような流れになるのでしょうか。

松井主任 今月の議案は、農地中間管理機構による買入協議の適否を決定するものです。この総会で可決されると、来月(3月)に****氏から支援センターに所有権移転する議案がかかります。支援センターをはさむ特例事業ですと3段階経ることになります。買入協議後、所有者から支援センターへ所有権移転、そして支援センターから買入者への所有権移転となり、総会には3回かかることとなります。税制上の利点としまして、利用集積による1対1の売買契約では800万控除ですが、特例事業を利用すると1,500万控除に該当することになります。

9 番 流れについて、わかりました。4月の総会で支援センターから所有権移転がかかるとなると、農作業が始まっているのに4月の総会では遅いと感じます。その前から準備しないと農作業できないので、その辺はどうでしょうか

松井主任 実際の流れは、現在、****氏と買入予定者****氏とは2月末まで1対1の賃借契約が結ばれており、支援センターから買入予定者****氏への所有権移転は5月を予定しています。農作業については、農政係の特定作業受委託などで進むと思います。

9 番 わかりました。

議 長 他にご意見ございませんか、意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案について、農地中間管理機構に買入れ要請することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手)(賛成8名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案については、適切と判断し、買入れ要請をすることに決定いたしました。

次に日程第7 第18号議案「三川町農業委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について」を提案します。

事務局からの説明を求めます。

渋谷事務局長補佐 (説明)《第18号議案 三川町農業委員会公印規程の一部を改正する訓令
議 長 の制定について》

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手)(賛成8名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案については、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、第8回三川町農業委員会総会を閉会します。

(10 : 14)

会議の顛末に相違がないことを証するため署名をする。

議 長

議事録署名委員 8 番

議事録署名委員 9 番